

# 大田区立中学校 「持ち帰りタブレット端末活用のルール」

大田区教育委員会

学習内容をよく理解し、豊かな学びを実現させていくためには、一人1台のタブレット端末を上手に活用することが大切です。

このタブレット端末を上手に使うことで、どのような場合でも学習を止めずに学び続けること、一人一人に合わせて学びを深めることができるようになります。

タブレット端末は、皆さんの学習に役立てるための道具です。鉛筆や消しゴム、ノートや定規のように、皆さんにとって「文房具」のように使いこなせるようになってほしいと考えています。

大変便利な道具ですが、心配されることもあります。そのために、この「持ち帰りタブレット端末活用のルール」を定めました。

皆さんでこのルールを守り、タブレット端末を活用してください。



学校で貸し出すタブレット端末は学習活動のために使ってください。タブレット端末で何ができるかを学ぶことも立派な学習です。自分の道具として使いこなすことができるよう、積極的に使ってください。その際、わからないことや不安なことがあったら、家の人や先生にすぐ相談してください。

## タブレット端末を使うときの注意点

- ◆ 持ち帰ったときは、自分の家の中で使います。  
(学習目的で図書館や博物館等で使いたいときは、家の人の許可を得てからにします。)
- ◆ 登下校中はタブレット端末をかばんから出してはいけません。
- ◆ タブレット端末を使用する前後は手を洗います。
- ◆ なくしたり、盗まれたり、落として壊したり、水に濡らしたりすることがないように十分気を付けます。
- ◆ タブレット端末を持っているときは走りません。
- ◆ タブレット端末は直接地面に置きません。
- ◆ タブレット端末は強い力がかかると壊れてしまいます。大切に使ってください。
- ◆ じめじめしたところや、温度が高くなるところには置きません。
- ◆ 画面はタッチパネルとなっています。鉛筆やボールペンなどの先がとがった固いもので画面にふれないようにします。
- ◆ 故障の原因となりますので、磁石等を近付けてはいけません。
- ◆ 自宅で使った後は、家の人から見える場所に片付けます。



## 健康のために

- ◆ タブレット端末を使用するときは、正しい姿勢で、画面に近付きすぎないように気を付けます。
- ◆ 30分に一度は遠くの景色を見るなど、目を休ませるようにします。
- ◆ タブレット端末を使うことができる時間は、家の人とよく話し合って決めます。
- ◆ 寝る30分前にはタブレット端末の使用をやめます。



## 安全のために



- ◆ 安全な利用のため、いつ、だれが、どのサイトを見たかについて記録をとっています。
- ◆ インターネット上で見られるサイトには制限がかけられていますが、もし不安に感じるサイトや、「変だな」と感じるサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、家の人や先生などの大人に知らせます。



## 個人情報など



- ◆ タブレット端末は機器番号で管理されています。他の人に貸したり、使わせたりしてはいけません。
- ◆ 自分や、他の人の個人情報（名前や住所、電話番号、メールアドレス等）は、インターネット上に書き込んではいけません。
- ◆ 相手を傷付けたり、怖い思いをさせたり、いやな気持ちにさせたりするようなことは絶対に書き込んではいけません。
- ◆ ログイン等のためのアカウント・IDは児童・生徒に配布されています。他の人に分からないように、各家庭で保管してください。

## 写真・動画の撮影



- ◆ カメラ機能を使って写真や動画を撮影するときは、勝手に撮ってはいけません。（撮影には相手の許可が必要です。）

## データの保存



- ◆ タブレット端末で作ったデータや、インターネットから取り込んだデータ（写真や動画等）は、学習活動に必要なものだけ保存します。

## 設定の変更



- ◆ 修理・調整の際に困る可能性がありますので、勝手に設定を変更してはいけません。

## 不具合や故障



- ◆ 家庭でこわれたり、なくしたりした時は学校に電話します。（土日・祝日除く）
- ◆ 学習のために使っていて壊れた場合は学校で対応します。その際、保護者の負担はありません。

## 《使用の制限》

大田区「タブレット端末活用のルール」が守られない場合は、タブレット端末を使うことができなくなります。そのようなことがないように、よく読んで、正しく使ってください。